## (外交防衛委員会)

投 資  $\mathcal{O}$ 促 進 円 滑 化 及 び 保 護 12 関 す る 日 本 玉 政 府 大 韓 民 玉 政 府 及 び 中 華 人民 共 和 玉 政 府  $\mathcal{O}$ 間

 $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 締 結 に 0 1 7 承 認 を 求  $\otimes$ る  $\mathcal{O}$ 件 閣 条 第 兀 号) 衆 議 院 送 付 要

냠

整

この 協 定 は 我 が 玉 韓 玉 及 び 中 玉  $\mathcal{O}$ 間 に お 11 て、 投 資  $\mathcal{O}$ 促 進 円 滑 化 及 び 保 護 に 関 す る 法 的 枠 組 4  $\mathcal{O}$ 

備 を 通 じ て 三 筃 玉 間  $\mathcal{O}$ 投 資  $\mathcal{O}$ 機 会 を 増 大 さ せ、 経 済 関 係 を 更 に 緊 密 化 す ることを 目 的 として、二〇一二 年

成 <u>二</u> 十 兀 年) 五. 月 に 北 京 で 署 名 さ れ た £  $\mathcal{O}$ で あ る。

 $\mathcal{O}$ 協 定 は、 前 文、 本 文二十 七 笛 条 及 び 末 文 並 び に 協 定  $\mathcal{O}$ 不 可 分  $\mathcal{O}$ 部 を 成 す 議 定 書 カコ 5 成 り、 主 な

は次のとおりである。

各 締 約 玉 は 自 玉  $\mathcal{O}$ 領 域 内 に お 7 て、 投 資 財 産  $\mathcal{O}$ 経 営、 管 理 運 営 維 持 使 用 享 有 及 び 売 却 そ  $\mathcal{O}$ 他

 $\mathcal{O}$ 処 分 以 下 投 資 活 動 と い · う。) に 関 し、 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 及 び そ  $\mathcal{O}$ 投 資 財 産 に 対 L 内 玉 民 待 遇

を 与 え る。 ま た、 投 資 活 動 及 び 投 資 0) 許 可 に 関 連 す る 事 項 に 関 し、 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 及 び そ 0 投 資 財 産

に対し、最恵国待遇を与える。

各 締 約 玉 は 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 0) 投 資 財 産 に 対 し、 公 正 カゝ つ 衡 平 な 待遇 並 び に + 分 な保 護 及 び 保 障 を

内

容

与 えるととも に 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家  $\mathcal{O}$ 投 資 財 産 に 関 L て 取 決  $\Diamond$ 又 は 契 約  $\mathcal{O}$ 形 式 で 書 面 12 ょ る 約 束 を 行 う

こととな 0 た 場 合 に は 当 該 約 束 を 遵 守 す る。

各 締 約 玉 は 自 玉  $\mathcal{O}$ 領 域 内 に お 11 て、 裁 判 所  $\mathcal{O}$ 裁 判 を 受 け る 権 利 等 に 関 L 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 に 対 L

内 玉 民 待 遇 又 は 最 恵 玉 待 遇 を 与 え る

兀 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 ŧ, 世 界 貿 易 機 関 設 <u>\f</u> 協 定 附 属 書 \_\_ Α 貿 易 に 関 連 す る 投 資 措 置 12 関 す る 協 定 12 ょ ŋ

さ れ る 措 置  $\mathcal{O}$ 履 行 要 求 を 行 0 て は な 5 な 11

五.

各

締

約

玉

は

自

玉

 $\mathcal{O}$ 

関

係

法

令

に

従

11

投

資

財

産

に

関

連

す

る

事

業

活

動

を

行

うこと

を

目

的

لح

L

て

自

玉

 $\mathcal{O}$ 

領

域

禁

止

`

に 入 玉 L 及 び 滞 在 す る 希 望 を 有 す る 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 自 然 人  $\mathcal{O}$ 入 玉 滯 在 及 び 居 住 に 関 す る 手 続 を 円 滑 化 す

るよう可能な限り努める。

六、 各 締 約 玉 は 自 玉  $\mathcal{O}$ 法 令 に 従 0 て 知 的 財 産 権 を 保 護 し、 知 的 財 産 権 に 関 す る 诱 明 性  $\mathcal{O}$ あ る 制 度 を 確 <u>\f</u> L

及 び 維 持 L 並 75 に 知 的 財 産  $\mathcal{O}$ 分 野 に お け る 全 締 約 玉 間  $\mathcal{O}$ 協 力 及 75 連 絡 を 促 進 す る。 ۲  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 11 か な る

規 定 ŧ 以 上  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 が 締 結 L て 1 る 知 的 財 産 権  $\mathcal{O}$ 保 護 に 関 す る 玉 際 協 定 に 基 づ < 権 利 を 害 L 及 び 義

務 を 免 れ さ せ る ŧ  $\mathcal{O}$ لح 解 L 7 は な 5 な 7 V) ず n か  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 が 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 及 び そ  $\mathcal{O}$ 投 資 財 産 に

対 L 自 玉 が 締 結 L 7 1 る 知 的 財 産 権  $\mathcal{O}$ 保 護 に 関 す る 玉 際 協 定 に ょ ŋ そ れ ぞ れ 第 三  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 又 は 非 締 約

玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 及  $\mathcal{U}$ そ  $\mathcal{O}$ 投 資 財 産 に 与 え て 11 る 待 遇 を 与 え る こと を 義 務 付 け る ŧ  $\mathcal{O}$ と 解 L て は な 6 な

七 11 ず れ  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 ŧ, 公 共  $\mathcal{O}$ 目 的 無 差 别 迅 速 適 当 カゝ 0 実 効 的 な 補 償  $\mathcal{O}$ 支 払 及 び 正 当 な 法  $\mathcal{O}$ 丰 続 等 に

従 うこと に 係 る 条 件 を 満 た さ な 11 限 り、 収 用 又 は 玉 有 化 箬 を 実 施 L て は な 6 な 1 0 ま た 収 用 又

は

玉

有

化

等 に 伴 う 補 償 は 公 正 な 市 場 価 格 に 相 当 す る ŧ  $\mathcal{O}$ で な け れ ば な 5 な 11

八、 各 締 約 玉 は 武 力 紛 争 等  $\mathcal{O}$ 緊 急 事 態 に ょ り、 自 玉  $\mathcal{O}$ 領 域 内 に あ る 投 資 財 産 に 関 L て 損 失 等 を 被 0 た 他  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 投 資 家 に لح 0 て 11 ず れ か 有 利 な Ł  $\mathcal{O}$ ょ 1) ŧ 不 利 で な 11 待 遇 を 与 え る

九

各

締

約

玉

は

自

玉

 $\mathcal{O}$ 

領

域

に

向

け

た

又

は

自

玉

 $\mathcal{O}$ 

領

域

か

5

 $\mathcal{O}$ 

全

て

 $\mathcal{O}$ 

資

金

 $\mathcal{O}$ 

移

転

で

あ

0

て、

自

玉

 $\mathcal{O}$ 

領

域

内

に

あ

締

約

玉

 $\mathcal{O}$ 

投

資

家

に

対

L

原

状

口

復

等

 $\mathcal{O}$ 

解

決

方

法

に

関

L

内

玉

民

待

遇

又

は

最

恵

玉

待

遇

 $\mathcal{O}$ 

う

5

当

該

他

 $\mathcal{O}$ 

締

約

玉

る 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家  $\mathcal{O}$ 投 資 財 産 12 関 連 す る ŧ  $\mathcal{O}$ が 遅 滞 な く カコ 0 自 由 に 行 わ れ る <u>こ</u>と を 確 保 す る。

+ 0 締 約 玉 又 は そ 0 指 定 す る 機 関 に ょ る 損 害  $\mathcal{O}$ 塡 補 に 係 る 契 約 等 12 基 づ < 権 利 又 は 請 求 権  $\mathcal{O}$ 代 位 を 承 認

する。

+  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 と 他  $\mathcal{O}$ 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 投 資 家 لح  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 紛 争 が 協 議 に ょ ŋ 解 決 さ れ な 1 場 合 に は、 当 該 投 資 紛 争 は

紛 争 締 約 玉  $\mathcal{O}$ 権 限  $\mathcal{O}$ あ る 裁 判 所 玉 家 غ 他  $\mathcal{O}$ 玉 家  $\mathcal{O}$ 玉 民 لح  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 投 資 紛 争  $\mathcal{O}$ 解 決 に 関 す る 条 約 に ょ る 仲 裁

投 資 紛 争 解 決 玉 際 セ ン タ に 係 る 追 加 的 な 制 度 に 0 い て  $\mathcal{O}$ 規 則 に ょ る 仲 裁 等  $\mathcal{O}$ 11 ず れ か に 付 託 さ れ る。

۲  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 解 釈 又 は 適 用 に 関 す る 締 約 玉 間  $\mathcal{O}$ 紛 争 が 協 議 に ょ n 満 足 に 解 決 さ れ な 11 場 合 に は 紛 争 当

事 玉  $\mathcal{O}$ 11 ず れ か は 当 該 紛 争 を 仲 裁 裁 判 所 に 付 託 す る こと が で `きる。

十三、 1 ず れ  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 Ł 玉 際 収 支 及 び 対 外 支 払 に 関 L て 重 大 な 木 難 が 生 ず る 場 合 又 は 資 金  $\mathcal{O}$ 移 転 が 経 済 全

般  $\mathcal{O}$ 運 営 に 重 大 な 木 難 を ŧ た 5 す 場 合 に は 前 記 内 玉 民 待 遇  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 義 務 で あ 0 7 玉 境 を 越

え る 資 本 取 引 に 係 る ŧ  $\mathcal{O}$ 及 び 前 記 九 資 金  $\mathcal{O}$ 移 転  $\mathcal{O}$ 規 定 12 基 づ < 義 務 に 適 合 L な 1 措 置 を 採 用 L 又 は

維持することができる。

+ 兀 全 締 約 玉 政 府 は  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 効 力 発 生  $\mathcal{O}$ た 8 に 必 要 とさ れ る 玉 内 手 続  $\mathcal{O}$ 完 了 を 相 互. に 通 告 し、 0 協

定 は そ れ 5  $\mathcal{O}$ 诵 告 が 受 領 さ れ た 日  $\mathcal{O}$ う 5 最 ŧ 遅 11 日  $\mathcal{O}$ 後 + 日 目  $\mathcal{O}$ 日 12 効 力 を 生 ず る

+ 五 全 締 約 玉 は 投 資 を 更 に 促 進 L 及 75 全 締 約 玉 12 お 11 て 層 開 か n た 投 資 環 境 を 作 ŋ 出 す た 8  $\mathcal{O}$ 

協 定  $\mathcal{O}$ 般 的 な 見 直 L 並 び に ۲  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 実 施 及 び 運 用 に 0 1 7 0) 見 直 L を、 発 効 後三年ごとに 又 は 1 ず れ

かの締約国の要請により行う。